



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
10月31日(火)  
号 外  
第55号

## 目 次

### 人事委員会

○災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関する規則の一部改正…………… 1

## 人事委員会

### 栃木県人事委員会規則第15号

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月31日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

### 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><u>災害派遣手当等の支給方法に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>災害派遣手当等の支給に関する条例</u>……………（昭和52年栃木県条例第28号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p><b>第2条</b> 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、月の1日から末日までを1つの計算期間とし、当該1つの計算期間の分についてその月の翌月の給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 任命権者は、条例第1条に規定する災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣職員</u>の滞在した期間が短期間である場合その他特別の事情により、その必要を認めるときは、人事委員会の承認を得て、前項の支給方法を変更することができる。</p>	<p align="center"><u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する条例</u>（昭和52年栃木県条例第28号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給方法)</p> <p><b>第2条</b> 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、月の1日から末日までを1つの計算期間とし、当該1つの計算期間の分についてその月の翌月の給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 任命権者は、条例第1条に規定する災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員</u>の滞在した期間が短期間である場合その他特別の事情により、その必要を認めるときは、人事委員会の承認を得て、前項の支給方法を変更することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害派遣手当等の支給方法に関する規則の規定は、令和5年9月1日から適用する。

---